

屋外飲食・物販団体等の公募に係る注意事項について

1 出店条件

- (1) 主な販売商品が、県産農畜林水産物（以下、「県産物」という。）又はそれらを使用した加工品若しくはそれらを調理したものであること。

※飲料は、基本的には県内で生産されたものが望ましいが、その他の商品がほぼ県産物又はそれらを使用した加工品である場合は、特に制限しない。

- (2) 石川県内の団体であること。ただし、県内の団体であっても、他県のPRにつながる商品の販売や装飾を行う団体は認めない。

- (3) 最終的な出店の可否は、実行委員会が決定する。

2 出店料

出店料は、委託事業者が決定する。なお、公募団体からオプション外の希望がある場合は、その団体から別途追加料金を徴収できる。

<出店基本セット（R6）>

(1) テントの場合

- ① テント（3600×3600mm）2間×2間・・・1張
- ② 店名看板（W900×H150mm）・・・1枚
- ③ テーブル（W1800×D450mm）・・・2本
- ④ パイプ椅子・・・2脚
- ⑤ 電源（1.5kW）・・・1回路
- ⑥ 会場内共同の水道・シンク（屋外に1箇所）

(2) キッチンカーの場合

- ① 会場内共同の水道・シンク（屋外に1箇所）
- ② 電源（1.5kW）・・・1回路

3 県産物使用の表示

主な販売商品が、県産物又はそれらを使用した加工品若しくはそれらを調理したものであることを来場者にアピールするため、統一の様式で「〇〇産□□を使っています」等を記載したパネルを用意し、まつり当日、各出店者に設置を義務付けること。

4 その他

- (1) 基本的に、1団体につきテント2張までの出店とする。
- (2) 法律及び公序良俗に反する行為が認められる団体の出店は認めない。